

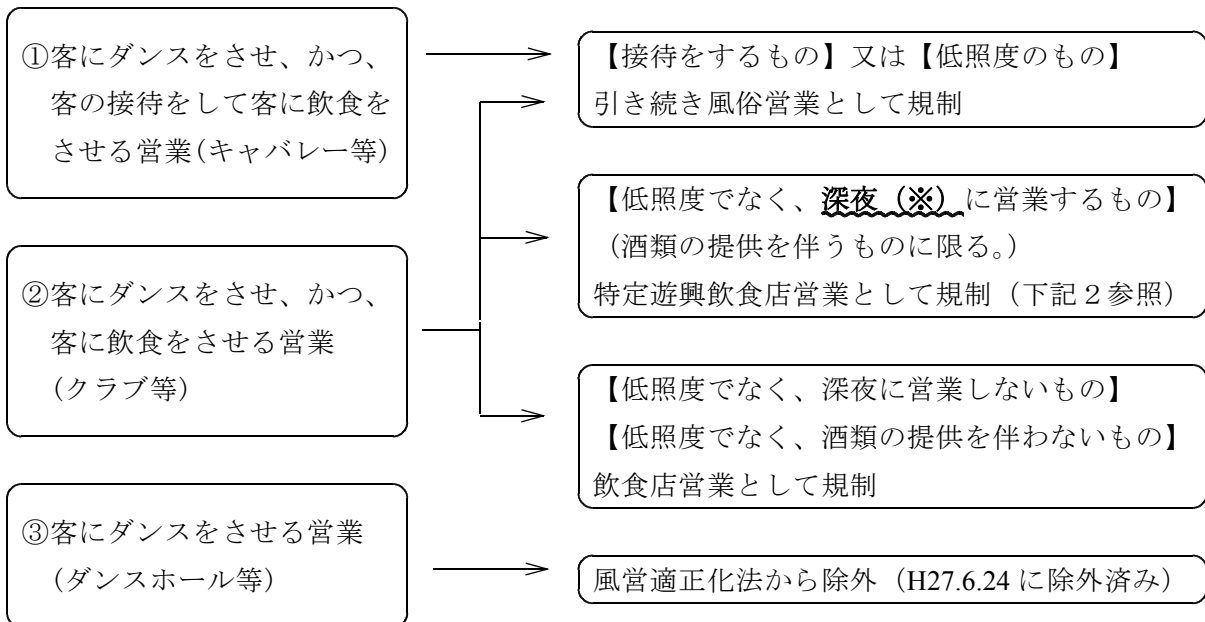
風営適正化法及び風営適正化法施行条例の一部改正の概要

平成27年6月24日に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。当該改正を受け、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」が平成28年3月18日に公布されました。改正の概要は次のとおりです。

◎ 風営適正化法の一部改正の概要

1 客にダンスをさせる営業に係る規制の範囲の見直し

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部が風俗営業から除外されるとともに、営業の形態に応じた規制が行われました。



※ 「深夜」とは、午前零時から午前6時までの時間をいう(以下同じ)。

2 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

深夜において客に遊興(ダンスを含む。)をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を「特定遊興飲食店営業」とし、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととされるとともに、必要な規制が設けられました。

【主な規制の内容等】

- 欠格事由を設け、不適格者等を排除
- 条例により、営業可能な地域を限定
- 条例により、地域を定めて営業時間を制限することが可能
- 午後10時から翌日の午前6時までの時間における18歳未満の者の営業所への客としての立ち入らせを制限(ただし、午前零時前の時間における保護者同伴の場合を除く。)

3 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

(1) 深夜に風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営む者の義務

- 営業所周辺における客の迷惑行為の防止措置
- 苦情処理に関する帳簿の備付け

(2) 風俗環境保全協議会の設置

- 特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに設置
- 警察署長、特定遊興飲食店営業等の営業所の管理者、地域住民等により構成

4 その他所要の規定の整備

ゲームセンターへの18歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定が見直されました。

5 施行日

平成28年6月23日(特定遊興飲食店営業の許可申請にあつては、平成28年3月23日)

6 参考

許可証に記載すべき営業の種類(風営適正化法第2条第1項関係)

改正前		改正後	
1号	キャバレー	1号	料理店、社交飲食店
2号	料理店、社交飲食店		
3号	ダンス飲食店		
4号			
5号	低照度飲食店	2号	低照度飲食店
6号	区画席飲食店	3号	区画席飲食店
7号	マージャン店、パチンコ店等 その他遊技場	4号	マージャン店、パチンコ店等 その他遊技場
8号	ゲームセンター等	5号	ゲームセンター等

※ 4号営業は、「ダンスホール」であったが、平成27年6月24日(改正風営適正化法の公布日)に風俗営業から除外された。

料理店：待合、料理店、料亭等の和風の営業

社交飲食店：キャバレー、カフェー、クラブ等の和風以外の営業

◎ 風営適正化法施行条例の一部改正の概要

1 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

- 営業所設置許容地域の指定
条例の別表に掲げる地域を指定

徳島市秋田町一丁目、秋田町二丁目、紺屋町、栄町一丁目、栄町二丁目、鷹匠町一丁目、鷹匠町二丁目、富田町一丁目、富田町二丁目及び両国橋

- 営業時間の制限
午前5時から午前6時までの時間を制限
- 騒音及び振動の規制数値
 - ・ 騒音に係る数値：営業所設置許容地域（別表の地域）は、50デシベル
 - ・ 振動に係る数値：55デシベル
- 特定遊興飲食店営業者の遵守事項
 - ・ 営業所で、卑わいな行為その他の善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。
 - ・ 営業の用に供する家屋又は施設で、店舗型性風俗特殊営業を営み、又は営ませないこと。
 - ・ 客の求めない飲食物を提供しないこと。
 - ・ 営業中において、営業所の出入口、客室等に施錠をし、又はさせないこと。
 - ・ 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又はさせないこと。

2 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

- 風俗環境保全協議会を置く地域の指定
条例の別表に掲げる地域（特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域と同じ）を指定

3 その他所要の規定の整備

ゲームセンターへの18歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定

- 午後6時から午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせないこと（ただし、午後8時前の時間における保護者同伴の場合を除く。）。
- ※ 「保護者」とは、徳島県青少年健全育成条例（昭和40年徳島県条例第31号）第5条第2号に規定する保護者（親権者、未成年後見人、寄宿舎の管理人その他の者で、青少年を現に保護監督するもの）をいいます。

4 施行日

平成28年6月23日

5 参考

「特定遊興飲食店営業」に係る徳島県警察関係手数料条例に規定する「許可申請手数料」にあつては、次のとおり。

- 24,000円（同時申請の場合、2店舗目からは、1店舗につき16,000円）
- 3月以内の期間に限って営む場合、14,000円（同時申請の場合、2店舗目からは、1店舗につき6,000円）

お問い合わせ先：徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課

許可事務指導室風俗係 電話：088-622-3101